

チェコスロバキア編

I 技能者養成制度のパターン

此の国の技能者養成の形態は企業体に於ける見習工養成契約を基に伝統的な on-the job 方式の実技訓練を基幹として、これを社会公認の職種資格取得の主要な手段とし、職業学校（国の経営する学校であろうと、会社の自設自営の訓練学校であろうと何れを問はぬ）に於ける全日制の訓練はあく迄技能者養成・教育の上に於ては第二義的役割である。

（此の訓練パターンはドイツ、スイス、英国等と全様である）

II 1958年の技能者養成法公布迄の経緯

元来此の国では第二次大戦以来職業教育訓練の組織化に関して二度の再編成過程を経過している。即ち1951年から1958年の間に義務教育を修了した若者達は企業体が設置運営している見習学校（apprentice schools）に入り見習養成契約に従って訓練を受けるか或は又各州の国営労働予備学校（Labor reserve schools）で訓練を受けたのである。後者の学校は労働省の監理下に在って、主として重工業職種の訓練を実施した。訓練生達の法的地位は一般の政府の各学校の生徒と全様の取扱いを受けた。各企業体の運営する自営の見習学校の見習工の訓練は国営産業を所管している各産業別主管各省の監理を受けていたのである。

然し乍らかくの如き見習養成の監理監督が各省ばらばらの行政下に運営されることは、統一制の欠如と養成制度の全体的システムでの協力体制の不充分さを招来し訓練効果の点からも訓練生の達成すべき技能資格のレベルの点からも

不利であることが指摘された。従って1958年に至り技能者養成法が公布されて、この法に基づきすべての若者が熟練労働者となるべき唯一の方途は文書による見習工養成契約であることを明文化したのである。（後述：職業教育・訓練行政の一元化と文部省） 但し見習契約は登録制ではなく、見習契約の効力は企業内の雇用委員会の承認による。

多数の見習工を雇用する企業※は各企業自体で自設自営の見習学校に於て見習工を養成し実技実習訓練のみならず関連学科をも彼等に習得せしめるのである。又少数の見習工を雇用する中小企業は、企業内で必要な実技指導のみを実施し、関連学科や一般学科については国の経営する職業学校に通学させることにした。

※ 1958年の法律により、200名以上の見習工を雇用する企業は自設自営の見習養成施設＝職業学校を運営する義務がある。若し十分な訓練施設を措置出来ない場合は他企業と協力してgroup training方式を採るべきである。

義務教育は6才から始まり15才迄であるから見習養成を志す大多数の若者は15才で義務教育を修了した後見習養成に入るのである。

斯くの如く学校中心の制度から技能者養成制度に転換した動機はそれ迄学校で行なわれてきた訓練のやり方（方法）に対する不満にあった。1958年法は、企業がその技能養成工の訓練を組織する上に二つの可能性を開いてくれたのである。一つは個人訓練であり、これは他の国々の現場訓練（on-the job）であり、他は、「集団訓練＝group training」であり見習養成期間の中の相当部分が企業内の訓練実習場で費されるのである。

チェコスロバキアは、普通基礎学校制度（common basic school system）即ち全児童が義務教育修了迄は全く同じコースを進む制度を採っている唯一の国である。

そして義務教育を修了した大多数の若者（約65%）は見習養成の途に入りその他の若者で普通科とか工業科の中学校に進学する者は15才～16才の年

代の約35%であった。(この%は後述する如く進学率の上昇でやや変異しつつある)

訓練職種の整備について

1958年法の施行によって、従来の360職種は260職種に整理統合された。

例示すると1959年前迄の化学工業系技能者は四分類されて半製品工、有機化学工、半有機化学工及びコークス然焼設備工となっていたのを一つに統合して熟練化学技能工とした。

機械修理工、組立機械工(整備)皮革産業の組立整備工、繊維産業組立整備工、電子機械工(鉦業)を一本にまとめて保全機械工とした。このように同種同系統の技術技能の職種分類を統合整備して必要数に減少せしめた。(訓練職種数の統合整備)

Ⅲ 1958年見習工養成法公布後の訓練の一元化

先述の通り全法施行迄の職業訓練制度は内部の不統一制と調整の不充分により訓練効率の低調と訓練生の質的水準の上昇の不調を招来した。即ち学校ベースの訓練様式への不満から企業ベースの見習工養成制度への重点転換を企図したのが此の法律であった。

1958年法施行以来の訓練制度はどのように変異したか。

(1) 訓練行政面から

経済活動の全分野にわたって見習工訓練の促進・組織化、監理・統制の責任は文部省(MINISTERSTVO SKOLSTVI A KULTURY)に属することになった。

文部省の所管事項としては、見習訓練職種、全日制及び定時制職業学校

の設置条件，見習工の物的・財的條件，訓練の許諾と期間に関する諸規則，見習工試験基準等を決定或は作成する。

更に又見習訓練計画，教科課程，教材等についても文部省は責任を持つ。

但し 特定産業や企業内の見習工訓練の組織化や統制及び監督は当該産業所管権限を持つ他の省が実施する。その場合でも文部省の定めた原則や方針・政策と協調した運営をする。

文部省は各工業学校に関する調査研究機関を設置して，訓練方法や教科指導計画や教材の研究に当らせている。研究所の企画立案は，文部省の承認を要する。

地方レベルの機関として各地方に訓練行政の協力体として地区委員会があり見習訓練の効果促進のため各企業・各学校と密接な協力を持たせている。

(2) 見習工数の増加と職種分布状況

1958年法以来見習訓練を受ける若者の数も遂次増加しているが，技能者養成制度の根本的な再編成のために，比較に耐える充分な基礎を得ることが不可能なため茲では数字はあげない。只，義務教育を修了した若者の約65%が見習養成に進んでいる事を改めて注目すべきである。

参考迄に，1963年次の見習工数324,800名が職種別・産業別に次の如き分布比率を示していることを挙げて見よう：

製 造 業	58%	農 林 ・ 漁 業	17%
商 業 ・ サ ー ビ ス 業	15%	建 設 業	10%

又，女子の見習工訓練編入数の増加も注目すべき点である。即ち，女子見習工の数も1958年法以来逐年増加し，法の公布時の21%が1963年には33%へと上昇している。

(3) 見習工の訓練に於ける関連学科指導時間数の増大，1958年の訓練制度再編成以来，職業学校に導入された新しい教科課程によって，関連学科の時間数が例外的に高率を示している。実技実習の時間数と関連学科のそれ

との対比が各職種とも平均して2：1の割合を示していることは、チェコスロバキヤの特色であり欧州各国の平均3：1のペースより前進的である。

参考迄に組立工見習の3年訓練に於ける実技実習と関連学科の授業時間割を示すと次表の通りである。

科 目	週当り時間数			見習養成期間中の訓練時間数
	1年度	2年度	3年度	
国 語 (チェッコ語又はスロバーク)	2	2		160
公 民	1	2		120
数 学	2	2		160
物 理	2	2		160
製 図	3	3		240
材 料	2			80
工 学 理 論	3	3	2	320
機 械 ・ 機 器		2	2	160
作業の仕組みと段取り			2	80
実 技 実 習	18	18	40	3,472
体 育	1	0.30		140
市民防衛(軍事教練)	1	0.30		60
合 計	36	36	46	5,152

(1.2年は学科・理論を重点に、3年は実技実習に重点を置く指導)

(4) 技能検定試験

元来技能検定制度には2つの主な狙いがある。一つは企業内訓練の効果の測定と効率の規制、他は見習工に国家公認の技能資格を取得せしめる手段であることである。

チェコスロバキヤでは技能試験によって、熟練工或は journeyman (一人前の職人)としての資格を取得すればそれによって自動的に賃金のレベルが上るのである。その後の試験に合格すれば各個人の収入は更に改善される効果を伴うものである。

このように賃金のレベルと試験の合格とが直接協関係を持つのはチェコスロバキヤだけであり、ヨーロッパ諸国には例を見ないことである。

技能検定試験の実施には、所定の試験委員会が之れに当る。

見習試験委員会の構成は、当該企業体のトップ責任者（director）の任命する次の者達によって成立する。即ち、その企業の監理者クラス、企業内の訓練担当指導員達、職業学校の教師、労働組合の代表、青年団体等の内から任命される。試験は訓練中に指導した実際の作業について課題が出される。

(5) 見習契約の解除について

チェコスロバキヤに於ては見習契約を解除する場合の条件は、見習工側で自己の義務を果すことが不可能であるか又は果す意欲が無いことを証明した場合或は身体的障害に困りその作業に不相当と判明した場合には見習契約は解除出来る。

更に又雇用主側で契約上の基本的義務を怠った場合或は見習工自身が全日制の継続教育施設への入学許可を取得した場合、或は健康上又は家庭の重大な理由で訓練の継続が不可能となった場合は契約は解消出来る。

以上何れの場合でも雇用主及び見習工側双方に於て解消については1ヶ月の予告期間が必要である。但し健康上の理由で契約を急に取消す必要がある場合は別である。

尚、見習工養成契約の法的条項は1966年施行のLabour Code（労働法典）に詳細規定されている。このLabour Codeは1969年12月部分的修正と補足があった。この法律に基づき15才から18才迄の青少年の労働条件が定められており、又15才未満の少年で義務教育を修了していない若年者は雇用又は見習契約の対象とはなり得ない、又労働時間について16才未満の者には時間が短縮される。又18才に至る迄は3週間の年間休日保証される。

Ⅳ 最近の教育・訓練事情と背景

教育と職業訓練は国家の経済発展のため又人民の文化向上のため極めて重要であることは此の国に於ても極めて早くから認識されていたのである。例えば教育の面で、大学卒業生の数が1955年当時の10,3000名から1963年には181,000名へと増加傾向を示し、工業専門学校(technical college)とか技術系中等学校の卒業生数もその全年次に410,000名から763,000名へと増加している。このことは高度レベルの労働力訓練計画が国家経済施策の重要な構成要素の一つであることを意味し、従って労働力訓練計画と国家経済振興計画とは資源的、財政的又労働力的各分野に涉って双互に密接な連繫を持っていることを示すものである。

高度の労働力需要の傾向に関する詳細な研究が1980年迄を目標として進められている。即ち、各経済分野に於ける生産の推移や労働生産性の将来の予測などを技術革新の面からと人口増加の予測を考慮しつつ調査研究しつつある。

例えば、チェコスロバキアの経済活動人口の産業別分布に関する1960年次と1980年次の予測との対比は如上の研究から次のような数値を示している。(表一)

産業別	労働力人口数 (単位1000名)		指 数 1980 / 1960
	1960年	1980年	
全産業	5,961	7,040	118.1
工業	2,040	2,707	132.7
建設業	425	479	112.7
農業	1,704	1,018	59.7
教育・文化	248	450	181.9
保健サービス	183	362	197.8

如上の労働力人口の産業別分布の中で、工業部門に於ける高度の労働力人口の教育レベル別に見た1960年と1980年予測年次との対比は次のように示されている。(表二)

(表二)

教育のレベル別	1960年		1980年		指数 1980 / 1960
	高度労働力 (単位1000)	% 対比	高度労働力 (単位1000)	%	
技術系全労働者	376.4	100.0	616.0	100.0	163.7
大 学 卒	25.0	6.0	162.3	26.3	649.2
中級工業学校卒 (工業専門学校)	81.4	21.6	341.6	55.4	419.7
初級工業学校卒	100.9	26.8	100.3	16.3	99.4

(※註 末尾説明参照)

教育水準の向上——新しい教育理念

教育の量的拡大はしばしば授業の質を犠牲にして行なはれた過去の欠点を反省し、又教授法の近代的把握や現代的技術手段が必ずしも用いられていなかったことに鑑みて、先ず、教育の水準、要請程度、価値を意識的に向上させ、特に人民の一般教養を高め、各人の才能の効果的選択と育成のために基盤を拡張し、教育の内容形態方法を近代化することが目標として定められたのである。

この長期的構想と呼応して、当面のチェコスロバキアの教育に関する緊急措置として次の諸事項が定められた。

- (A) 生徒の独立性とイニシアティブを有効に利用し各生徒の関心や能力の相違性の原則を充分適用出来るような基礎的技能・技術系学校のあり方を把握する。
- (B) 一般高等教育期間の延長、規模の拡大、その他切迫した問題を解決し、大学進学準備の充実化を計る。
- (C) 大学進学をしない高校生徒に対しては実際の職業に就くための条件をつくってゆく。
- (D) 義務教育を終了して15才で直接職場に入ってゆく青少年(見習工契約に入る若者)のためには継続的教育制度を設定してこの制度を漸進的に実施していく。尚、見習工少年たちの理論的、専門的、一般的教育の高度化

(深化)によって、若い技能工への社会的要請度の引上げを計る。

見習学校を自設自営する企業体は今後専門教育の場の設立や設備に対してその手段をより広範に利用し、又見習学校の設立準備に関しては地区委員会も全様の見解を以て之れにのぞむ。

以上が最近のチェコスロバキアの学校制度の目標である。(尚、1968年4月、共産党中央委員会大会に於て以上の目標は正式に採択された)

労働者の技能レベルの向上に関する問題については、これ迄必要とされて来た改善が果してどこ迄実現されたかを測定することが可能ではなかったのである、只予測的表現をすれば、15才の年齢グループ(つまり義務教育修了時の若者)で各種の中等学校(普通科、工業科)に進んだ割合は、1966年の29%から1970年次には33%と看做され、又この年次で見習工養成契約に入った若者は52.5%から75%へ上昇したものと予測される。とに角義務教育を終了して見習工契約に入る若者が大多数を占めているのは此の国の特色である。

1970年以降これらの比率(進学組対見習養成組)がいかように発展するかは国の経済政策と中等教育制度拡充の如何によってかかる問題である。

更に又大学又は中等教育(普通科、工業科とも)を修了して勤労者となる青年の数も次第に増加すべき筈であり、1965年次の10.7%であった比率が将来1985年には22.4%に上昇すると予測される。又18才年齢グループの内、高等学校進学率も1966年の9.3%から1970年次は10%へ、更に1980年には約12%へと上昇すると予測されるのである。

※ 註(表二)の説明

(表二)に示された教育のレベル別について、技術系労働者の教育レベルを三段階にしたのは、チェコスロバキアでは、技術的訓練を三つのレベルに別け、初級レベルの技術訓練は、見習養成訓練を終了した後で2~3年制の初級工業学校に進学する若者の技術レベルを指し、この学校では下級監督或は生産現場の職長(foreman)クラスの養成を目標としており、中級レベルの技術訓練は、4~5年制の中級工業学校(日本の工業専門学校相当)で実施されこの段階では中級レベルの技術資格を持つ専門職(スペシャリスト)の養成を主眼とし、更に上級レベルとして大学に於て4~6年制の高度レベルの訓練を与へる。大学ではその外に大学院クラスの科学的訓練をも供与する。チェコスロバキアは若年層の大半が義務教育を修了して見習工養成契約により、熟練工への道を進むのみならず彼等の技能・技術を更に発展させるため上記の如き技術訓練の三段階に進む途を講じて技能教育の振興とマン・パワー政策の協合による国家経済の進展を意図している。尚本表データは長期経済計画に基く1980年次の技術教育レベルの向上の予測であり、プラハの国家企画委員会の常任理事 Miroslav Sokol 氏の調査研究に基づくものである。

参 考 :

(A) 国別人口と (B) 労働力人口	1965	1970	1975	1980
オーストリア (A)	7197261	7365339	7518298	7671405
(B)	3335870	3177045	3225030	3364451
(A) : (B) 率	46.3	43.1	42.9	43.9
チェコスロバキア (A)	14150392	14681761	15245770	15771229
(B)	6583680	6870977	7167569	7288620
(A) : (B) 率	46.5	46.8	47.0	46.2
デンマーク (A)	4732.3	4919.3	5117.0	5298.8
(B)	2159.0	2198.6	2211.3	2227.2
(単位1000人) (A) : (B) 率	45.6	44.7	43.2	42.0
オランダ (A)	12204.8	13066.7	14104.4	15257.8
(B)	4522.0	4783.1	4999.6	5254.9
(単位1000人) (A) : (B) 率	37.1	36.1	35.4	34.4
ノルウェイ (A)	3734.9	3864.4	4075.3	4269.6
(B)	1466.5	1491.8	1571.9	1586.9
(単位1000人) (A) : (B) 率	39.3	38.6	38.6	37.2
ポーランド (A)	31444998	33018883	34727163	36556509
(B)	15133229	16498602	18008035	19170447
(A) : (B) 率	48.1	50.0	51.9	52.4
東ドイツ (A)	17029931	17257249	17449321	17680170
(B)	7542955	7534614	7690458	7920544
(A) : (B) 率	44.3	43.7	49.1	44.8

(国連統計に基づきILOの作成した各国人口と労働人口との対比と予測数)